

関係者 各位

磐田市都市計画課

都市計画法及び土地利用事業における制度について（ご連絡）

日ごろから磐田市の都市計画行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

この度、市街化調整区域における新たな立地基準である都市計画法第43条第11号に基づく条例の施行と円滑な土地利用を進めることを目的として土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正をいたします。

つきましては、貴団体の会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、詳細は3月末までに磐田市ホームページに掲載する予定です。

記

1. 都市計画法第43条第11号条例の施行

(1) 制度の概要

①区域：JR豊田町駅東地区

②条件：雨水貯留施設等の設置、垂直避難等の浸水への対応

(2) 開始時期：令和8年4月1日（水）

2. 土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正

(1) 変更の概要

①利用目的の変更は、届出制とする。（建築や造成が無い場合のみ）

②大規模な施設の更新（敷地面積5,000㎡以上・延床面積50%以上）

で、防災施設があり、機能する場合は土地利用事業の対象外とする。

③事前協議申請を廃止する。

(2) 開始時期：令和8年3月2日（月）

問合せ

磐田市都市計画課土地対策グループ

担当 白幡、鈴木、中山

TEL 0538-37-4935

toshikei@city.iwata.lg.jp